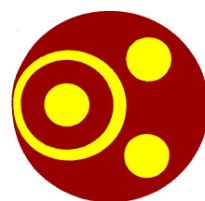




立志と忠恕の深谷教育
～ふるさとを愛し、
夢をもち志高く生きる～



深谷市立明戸小学校いじめ防止基本方針



令和2年4月1日

目 次

1	はじめに	1
2	いじめに対する基本的な認識	
	(1)いじめの定義	
	(2)いじめの理解	2
	(3)いじめの防止と早期発見、対応について	3
3	明戸小学校基本方針の策定	4
4	明戸小学校いじめ防止等対策委員会の設置	5
5	いじめの未然防止	5
	(1)生徒指導・教育相談体制の確立	
	(2)教師の姿勢と学級経営の在り方	6
	(3)児童一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動	7
	(4)学校と保護者や地域との連携	9
	(5)児童の自浄能力を育てる	9
	(6)インターネット等を通じて行われるいじめの防止	10
	(7)家庭との連携	10
	(8)地域との連携	10
	(9)関係機関との連携	10
6	いじめの早期発見	11
7	いじめに対する措置	11
8	重大事態への対処	12
	(1)重大事態の意味について	
	(2)重大事態の報告	13
	(3)調査の趣旨及び調査主体について	13
	(4)調査を行うための組織について	13
	(5)事実関係を明確にするための調査の実施	13
	(6)自殺の背景調査における留意事項	14
	(7)その他留意事項	15
9	取組の評価・検証	15

< 資料編 > ・いじめに係る年間指導計画 ・いじめ相談窓口 ・いじめ対応連携シート

1 はじめに

本校では、いじめは基本的人権の著しい侵害であり「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底して指導すること。また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという基本姿勢で日頃から取り組んできた。いじめ問題への具体的な取組にあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「迅速な対応」を的確に行うことが必要である。

明戸小学校全教職員が、以下に示すいじめの基本認識をしっかりと持ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

【いじめに対する基本的な認識】

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識にたつこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組む必要があること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

深谷市立明戸小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「明戸小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、深谷市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめは、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当する

か否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- | | |
|---|--|
| ア | 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる |
| | ・身体や動作について不快なことを言われる |
| | ・存在を否定される |
| | ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる |
| イ | 仲間はずれ、集団による無視をされる |
| | ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる |
| | ・遊びやチームに入れない |
| | ・席を離される |
| ウ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする |
| | ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする |
| | ・殴られる、蹴られるが繰り返される |
| | ・遊びと称して対象の子が技をかけられる |
| エ | 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする |
| | ・脅され、お金を取られる |
| | ・靴に画鋲やガムを入れられる |
| | ・写真や鞆、靴等を傷つけられる |
| オ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| | ・万引きや恐喝を強要される |
| | ・大勢の前で衣服を脱がされる |
| | ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる |
| カ | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる |
| | ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる |
| | ・いたずらや脅迫のメールが送られる |
| | ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される |
- 《深谷市いじめ防止基本方針より》

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌が

らせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

国立教育政策研究所による調査（Ｈ２５．７「いじめ追跡調査 2010-2012」）によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校４年生から中学校３年生までの６年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は１割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も１割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（３）いじめの防止と早期発見、対応について

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、本校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家

庭と連携して児童を見守っていくことが必要である。

ウ いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、本校における組織的な対応を可能とするような体制整備を進める。

エ 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と、家庭や地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と本校が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりする。

3 明戸小学校基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（法第13条）

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、埼玉県の基本方針又は深谷市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

明戸小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、明戸小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

4 明戸小学校いじめ防止等対策委員会の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（法第22条）

この組織は本明戸小学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や法第28条で規定する重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織は、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、保護者代表、主任児童委員等から構成される。また、個々の事案により、学級担任が必要に応じて参加する。

さらに、必要に応じて弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

本校における当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

- （ア）明戸小学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- （イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割
- （ウ）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- （エ）いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

いじめの未然防止

(1) 生徒指導・教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていく体制の充実を図るなど、生徒指導・教育相談体制を整備し、いじめの未然防止に努める。

- 教育相談体制の充実～相談活動がしやすい環境づくり
 - ・ 教師自身が児童から相談されやすいような信頼関係づくり
 - ・ 教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
 - ・ 訪問しやすい相談室の環境づくり
 - ・ 日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり。
- 教師の対応
 - ・ 一人一人の児童に対する共感的理解
 - ・ 話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
 - ・ 児童の身になって考えようとする姿勢
- 多くの教職員で児童を見守る
 - ・ 積極的に情報を共有する場の設定
 - ・ 養護教諭との連携
 - ・ 各担任との連携
 - ・ 特別支援教育コーディネーターとの連携
 - ・ 委員会やクラブ担当との連携
- 教職員間の連携
 - ・ 若い教職員が気軽に先輩教師に相談できる雰囲気づくり
 - ・ 多くの教職員が話やすく相談しやすい職場の雰囲気づくり
- 相談技術の向上
 - ・ 校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実
- スクールソーシャルワーカーとの連携
 - ・ カウンセリングの在り方についての研修の充実
 - ・ 相談のあった児童の支援についての連携

(2) 教師の姿勢と学級経営の在り方

教師自身が、児童から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、児童一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級づくりに努める。

- 教師としての基本的な姿勢
 - ・ 正義や真理を大切にする姿勢
 - ・ 不正義に対する毅然とした態度

- ・ 児童理解に努める姿勢、実行力
- 児童を見る教師の力
 - ・ 児童とふれあう機会や対話の重視
 - ・ 児童の小さな変化を見逃さない感性
 - ・ 学校生活の中から児童の関係を見抜く洞察力
- 担任としての学級経営の心構え
 - ・ 児童と担任教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築
 - ・ すべての児童が自分の居場所を実感できる学級づくり
 - ・ どの子にも公平、平等に接する姿勢
 - ・ 児童が対等の関係で生活できる人間関係の構築
 - ・ 学級の団結力を高める行事等への取組の重視
- 思いやりの心をはぐくむ学級経営
 - ・ 相手を受け入れ認め合える集団づくり
 - ・ 発達障害のある児童の把握
 - ・ 弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

（３）児童一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にするすることで、自己有能感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。こうしたことから、すべての教育活動において、児童が生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、児童一人一人が他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視する。

- 教科（わかる授業・楽しい授業）
 - < 自己決定の場を与える >
 - ・ 思考場面や観察場面で、考えたり、観たりする視点を示す。
 - ・ 児童が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行う。
 - ・ 児童が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるようにする。
 - ・ 一人で調べたり、考えたりする時間を十分に与える。
 - ・ 児童が、自分の考えをみんなの前で発表する場を設ける。
 - ・ 教育機器の活用を図ったり、多様な教材、教具、資料を準備する。
 - ・ 児童が今日の学習をふり返り、これからの学習について考えるような場を設定する。
 - ・ 自分の考えや思考過程が分かるようなノートを取り方の指導する。
 - ・ 多様な考えを生むような発問を工夫する。
 - < 自己存在感を与える >
 - ・ どんな発言や考えも受け止めて大切にする。
 - ・ 名前を呼んだり、目を見て話したりするなど、児童に存在感をもた

せるようにする。

- ・ つぶやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにする。

児童が協力して学習できるように、多様な学習形態を取り入れる。

- ・ 児童が授業に参加しているという気持ちをもてるように、発問などを工夫する。
- ・ 授業に意欲を見せない児童や学業が振るわない児童も、学習していけるような配慮をする。
- ・ 授業の中で、「よくできたね」「がんばってるな」等の、承認や称賛、励ましをする。
- ・ 児童の実態を把握し、授業のどの場面でどの児童を生かすか、見通しをもって指導する。
- ・ 多様な考えを提示して、お互いの考えに気付かせる工夫をする。
- ・ 発言をしない児童に配慮する。

< 共感的な人間関係を育成する >

- ・ 良い態度をほめ、好ましくない態度は正すようにする。
- ・ たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考えや意見のように思われても、熱心に聴いたりする。
- ・ 間違った応答を笑わないように指導する。
- ・ 児童一人一人を受け入れてほめ、児童の人間性を認める。
- ・ チャイムと同時に授業を始め、チャイムと同時に授業を終える。
- ・ 友だちの意見に対してうなずいたり、拍手したりするなど、反応を返すよう促す。
- ・ 自己開示をし、児童から学ぶ姿勢をもつ。
- ・ 相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにする。
- ・ 教師主導にならず、児童のテンポに合わせてながら授業をすすめる。
- ・ 発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにする。

○ 道徳教育

- ・ 「思いやり」「寛容」「公正・公平」等、道徳的価値の自覚を深め、「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむ道徳の時間の工夫
- ・ 人間の弱さや至らなさ等に共感し、よりよい生き方について考えられる発問の工夫
- ・ 児童同士が互いの気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話合いの充実
- ・ 児童の身近な体験を想起できる道徳の時間の導入・終末の工夫
- ・ いじめの「被害者」「加害者」「傍観者」「観衆」それぞれの立場から考えられる読み物資料等の活用の工夫
- ・ 全教育活動を通じて、「個性伸長」や「生命尊重」等、自尊感情を高め、生命の大切さを学ぶ機会の充実

○ 特別活動

- ・ 学級経営を基盤とした児童の望ましい人間関係や信頼関係を築く活動の重視
- ・ 集団活動をととしてルールやマナーを学ぶ機会の充実
- ・ 学級会など、児童が異なる意見を尊重しながら折り合いをつける話合いの工夫
- ・ 自ら判断し、行動できるようにする活動場面の設定
- ・ 社会性の育成を目指した指導法の工夫
- ・ いじめについての体験談を聞くなど、ゲストティーチャーの活用
- ・ 思いやりの気持ちをはぐくむ異年齢集団活動の充実
- ・ 豊かな自然体験や社会体験をととした人間性や社会性の育成の重視

○ 総合的な学習の時間

- ・ 一人一人の課題設定を大切に活動を通し、児童が主体的に学ぶ学習過程の構築
- ・ 体験的学習、福祉（ボランティア）に関する活動や職場体験などの体験活動の充実
- ・ 地域社会の人とのかかわりを大切に学習の充実

（４） 学校と保護者や地域との連携

「いじめ問題」は、単に児童や学校、家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校としては常に開かれた学校づくりに努め、保護者や地域と相互に協力できる体制をつくる。

○ 保護者への説明

- ・ 学校の姿勢や考えを示し、保護者の理解を得る工夫
- ・ 保護者が集まる機会を利用したいじめ防止に向けた話題の提供

○ 家庭との情報の共有

- ・ 個人面談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換

○ 地域社会との連携

- ・ 地域社会に呼びかけ、多くの人たちで児童を見守る風土づくり
- ・ 日頃からの連携体制の充実
- ・ 児童の校外生活の様子についての情報交換
- ・ 自治会や子供会が主催する多くの行事への積極的な参加

（５） 児童の自浄能力を育てる

児童自身に「自浄能力」を身に付けさせることは、未然防止のなかで最も重要である。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めることが大切である。

- 児童会活動
 - ・ 明小委員会を中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成
 - ・ いじめ問題を取り上げたり、標語や目標を作成したり、日常の活動からいじめをなくす取組の推進
 - ・ 母校のよき伝統を継承する意識や校風づくりに一人一人が参加しているという自覚と責任ある行動の育成
 - ・ 毎年９月を「いじめ撲滅強調月間」とし、いじめ撲滅宣言など児童の主体的な取組を推進する。
- クラブ活動
 - ・ リーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動の実践
 - ・ 集団として活動する利点を生かした、協調性や自主性の伸長
 - ・ 人間形成の場としての活動の位置付け
 - ・ 保護者や学級担任とも連携を密にし、情報交換を大切にしながらお互いに相談できる体制づくり
 - ・ 活動の準備中や後片付けでの子どもの様子を把握する工夫
- 子ども向けのいじめに関するリーフレットの活用
 - ・ 子どもが主体となって取り組む事例の紹介
 - ・ メッセージに託された思いを共感的に学ぶ学習

（６）インターネット等を通じて行われるいじめの防止

近年、携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、児童についても、「ネット上のいじめ」や、詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してきており、警察などの関係機関や保護者等と連携して、対策を講ずる必要がある。

- ネット問題について児童向け講演会を毎年度実施する。
 - ・ 埼玉県警サイバー犯罪対策課、深谷警察署生活安全課への講演依頼
 - ・ 青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ等の具体的な資料等の活用
- 保護者の意識啓発
 - ・ 保護者対象のインターネット意識啓発講演会を実施する。

（７）家庭との連携

明戸小学校いじめ防止基本方針を保護者へ説明し、学校の姿勢や考えを示すなど保護者の理解を得る工夫をする。また、保護者が集まる機会を利用したいじめ防止に向けた話題の提供が必要である。

個人面談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換を行う。

(8) 地域との連携

地域社会との連携を行い、明戸小学校いじめ防止基本方針を広く地域社会に呼びかけ、多くの人たちで児童を見守る風土づくりをする。また、日頃からの連携体制の充実を図り、児童の校外生活の様子についての情報交換をする。自治会や子供会が主催する多くの行事への積極的な参加を促し、地域で見守るようになる。

(9) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、まず学校が主体的に対応を行うが、十分な成果を上げることが困難な場合などには、関係機関（教育委員会、教育研究所、警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図り、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりする。

6 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- (2) いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全職員で実施する等、具体的な取組を行う。
- (3) アンケートに加えて、担任や相談員による個人面談を行う。
- (4) 日常から児童への声かけを行い、相談しやすい環境づくりを行う。
- (5) 掲示物や机の落書き、ロッカーや下駄箱の中など、いじめ防止の視点で日常から点検を行う。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめが認知された場合には、特定の教員で抱え込まず、学校いじめ防止等対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
また、指導の結果を教育委員会に報告する。
- (2) 被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (3) 加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (4) 周りではやし立てる児童に対しては、はやし立てることなどは、いじめていることと同じであることを理解させる。また、被害者の立場になって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。
- (5) 見て見ぬふりをする児童に対しては、いじめは他人事ではないことを理

解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(6) 学級等全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどをおして、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道德教育の充実を図る。
- ・ 特別活動をおして、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等をおして、連帯感を育てる。

(7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、深谷警察署と連携して対処する。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに深谷警察署に通報し、援助を要請する。

8 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（法第28条）

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、深谷市教育委員会を通して、市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに深谷市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと深谷市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、深谷市教育委員会の深谷市いじめ問題専門委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、深谷市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(4) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、明戸小学校いじめ防止等対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果

関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、深谷市教育委員会のいじめ問題専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（６）自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を

行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

ク 本校が調査を行う場合においては、深谷市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（７） その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

９ 取組の評価・検証

本校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。

資料編

- | |
|---|
| <p>< 資料編 ></p> <ul style="list-style-type: none">・いじめに係る年間指導計画・いじめ相談窓口・いじめ対応連携シート |
|---|